

議案第24号

天理市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について

天理市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を次のように改正しようとする。

平成30年3月2日提出

天理市長 並 河 健

天理市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(天理市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 天理市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月天理市条例第23号）の一部を次のように改正する。

「第4節 運営に関する基準（第59条の6—第59条の20）

目次中 第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準」

「第4節 運営に関する基準（第59条の6—第59条の20）

第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準（第59条の20の2・第59条の20の3）に改める。

第6節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準」

第1条中「第4項第1号」の次に「、第78条の2の2第1項」を、「指定地域密着型サービス事業者」の次に「及び共生型地域密着型サービス事業者」を加え、「及び指定地域密着型サービスの事業」を「並びに指定地域密着型サービスの事業及び共生型地域密着型サービスの事業」に改める。

第2条中第6号を第9号とし、第5号を第6号とし、同号の次に次の2号を加える。

(7) 共生型地域密着型サービス 法第78条の2の2第1項の申請に係る

法第42条の2第1項本文の指定を受けた者による地域密着型サービスをいう。

(8) 共生型地域密着型サービス事業者 法第78条の2の2に規定する共生型地域密着型サービス事業者をいう。

第2条中第4号を第5号とし、同条第3号中「法第42条の2第1項に規定する」を削り、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 地域密着型介護サービス費 法第42条の2第1項に規定する地域密着型介護サービス費をいう。

第3条中「第78条の2第4項第1号」の次に「(法第78条の2の2第1項の規定により適用される場合を含む。)」を加える。

第6条第2項中「3年以上」を「1年以上(特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上)」に改め、同条第5項中「、午後6時から午前8時までの間において」を削り、同項に次の1号を加える。

(12) 介護医療院

第6条第7項及び第8項中「午後6時から午前8時までの間は、」を削り、同条第12項中「第191条第10項」を「第191条第14項」に改める。

第32条第3項中「午後6時から午前8時までの間に行われる」を削る。

第39条第1項中「3月」を「6月」に改め、同条第4項中「場合には」の次に「、正当な理由がある場合を除き」を加え、「行うよう努めなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第42条第2項中「整備し、」の次に「第1号から第4号までに掲げる記録については地域密着型介護サービス費の支払を受けた日の属する月の翌月の1日から、第5号から第7号までに掲げる記録については」を加える。

第47条第3項中「3年以上」を「1年以上(特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上)」に改める。

第58条第2項中「整備し、」の次に「第1号及び第2号に掲げる記録については地域密着型介護サービス費の支払を受けた日の属する月の翌月の1日から、第3号から第5号までに掲げる記録については」を加える。

第59条の9第6号中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

第59条の19第2項中「整備し、」の次に「第1号及び第2号に掲げる記録については地域密着型介護サービス費の支払を受けた日の属する月の翌月の1日から、第3号から第6号までに掲げる記録については」を加える。

第59条の25中「9人」を「18人」に改める。

第59条の27第1項中「運営規程」を「重要事項に関する規程」に改める。

第59条の37第2項中「整備し、」の次に「第1号から第3号までに掲げる記録については地域密着型介護サービス費の支払を受けた日の属する月の翌月の1日から、第4号から第7号までに掲げる記録については」を加える。

第59条の38中「第34条中」の次に「「運営規程」とあるのは「第59条の34に規定する重要事項に関する規程」と、」を加える。

第3章の2中第5節を第6節に改め、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準

(共生型地域密着型通所介護の基準)

第59条の20の2 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス（以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（奈良県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年12月奈良県条例第37号。以下この条において「奈良県指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第81条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（奈良県指定障害福祉サービス等基準条例第144条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（奈良県指定障害福祉サービス等基準条例第154条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（奈良県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年12月奈良県条例第35号。以下「奈良県指定通所支援基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を

せる事業所において指定児童発達支援（奈良県指定通所支援基準条例第5条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（奈良県指定通所支援基準条例第74条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（奈良県指定通所支援基準条例第73条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所（奈良県指定障害福祉サービス等基準条例第81条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（奈良県指定障害福祉サービス等基準条例第144条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（奈良県指定障害福祉サービス等基準条例第154条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（奈良県指定通所支援基準条例第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（奈良県指定通所支援基準条例第74条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（奈良県指定障害福祉サービス等基準条例第80条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（奈良県指定障害福祉サービス等基準条例第143条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（奈良県指定障害福祉サービス等基準条例第153条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第53条、第59条の2、第59条の4及び第59条の5第4項並びに前節（第59条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第59条の12に規定する運営規程をいう。第34条において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号及び第59条の10第5項中「指定地域密着型通所介護従業者」とあり、並びに第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

第61条第1項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第65条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下」を「指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指

定地域密着型介護老人福祉施設（第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）においては施設ごとに1日当たり3人以下とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数」に改め、同条第2項中「第82条第7項」の次に「及び第191条第8項」を加える。

第79条第2項中「整備し、」の次に「第1号及び第2号に掲げる記録については地域密着型介護サービス費の支払を受けた日の属する月の翌月の1日から、第3号から第6号までに掲げる記録については」を加える。

第82条第1項中「、（第7項）」を「（第7項）」に、「本体事業所及び」を「本体事業所並びに」に改め、「他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」の次に「及び第191条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を加え、同条第6項の表中「又は指定介護療養型医療施設」を「、指定介護療養型医療施設」に改め、「限る。）」の次に「又は介護医療院」を加え、同条第7項中「（以下）」の次に「この章において」を加える。

第83条第3項、第84条及び第103条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第107条第2項中「整備し、」の次に「第1号から第4号までに掲げる記録については地域密着型介護サービス費の支払を受けた日の属する月の翌月の1日から、第5号から第8号までに掲げる記録については」を加える。

第111条第2項及び第112条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第114条第2項中「診断書等」を「診断書」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

第117条中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図る

ため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第125条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第127条第2項中「整備し、」の次に「第1号から第3号までに掲げる記録については地域密着型介護サービス費の支払を受けた日の属する月の翌月の1日から、第4号から第7号までに掲げる記録については」を加える。

第130条第4項中「のうち1人以上」を削り、「及び介護職員のうち」の次に「それぞれ」を、「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第7項第1号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

- (3) 介護医療院 介護支援専門員

第138条中第6項を第7項に改め、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第148条第2項中「整備し、」の次に「第1号から第3号までに掲げる記録については地域密着型介護サービス費の支払を受けた日の属する月の翌月の1日から、第4号から第8号までに掲げる記録については」を加える。

第151条第3項中「この条」を「この項」に、「同じ。）及び」を「同じ。）

に」に改め、「平成24年10月奈良県条例第14号」の次に「。以下「奈良県指定介護老人福祉施設基準条例」という。」を、「ユニット型指定介護老人福祉施設をいう。」の次に「以下この項において同じ。」を加え、「又は指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合」を「の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（奈良県指定介護老人福祉施設基準条例第54条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設」に改め、同条第4項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第8項第2号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

第153条中「又は介護老人保健施設」を「又は介護老人保健施設若しくは介護医療院」に改める。

第157条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第165条の次に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151条第1項

第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第168条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第176条第2項中「整備し、」の次に「第1号から第3号までに掲げる記録については地域密着型介護サービス費の支払を受けた日の属する月の翌月の1日から、第4号から第7号までに掲げる記録については」を加える。

第182条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第186条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

第191条第1項中「(本体事業所)」を「(第82条第7項に規定する本体事業所)」に、「又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第6項において同じ。)」を「及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(第6項において「サテライト型介護予防指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。)の登録者、第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定

看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該サテライト型指定看護小規模型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る第82条第7項に規定するサテライト指定小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第6項中「（本体事業所）」を「（第82条第7項に規定する本体事業所）」に、「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護及び第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第7項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院

第191条中第10項を第14項とし、第9項を第12項とし、同項の次に次の1項を加える。

13 第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者（第199条において「研修修了者」という。）を置くことができる。

第191条中第8項を第11項とし、第7項の次に次の3項を加える。

8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて、指定居

宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2人以上とすることができる。

9 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

10 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は、常勤換算方法で1以上とする。
第192条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。
第193条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第194条第1項中「29人」の次に「（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）」を加え、同条第2項第1号中「定める利用定員」の次に「、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業

所にあつては、12人」を加え、同項第2号中「9人」の次に「(サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人)」を加える。

第195条第2項第2号に次のように加える。

オ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。

第199条第1項中「介護支援専門員」の次に「(第191条第13項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、研修修了者。以下この条において同じ。)」を加える。

第201条第2項中「整備し、」の次に「第1号から第6号までに掲げる記録については地域密着型介護サービス費の支払を受けた日の属する月の翌月の1日から、第7号から第10号までに掲げる記録については」を加える。

第202条中「の活動状況」との次に「、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と」を加える。

附則第3条から第5条までの規定中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改め、同条の次に次の2条を加える。

第5条の2 第130条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次条において同じ。)を行つて指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設(介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この条及び次条において同じ。)の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

- (1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。
- (2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の実情に応じた適当数

第5条の3 第132条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

(天理市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 天理市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年12月天理市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第8条の2第14項」を「第8条の2第12項」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号中「法第54条の2第1項に規定する」を削り、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 地域密着型介護予防サービス費 法第54条の2第1項に規定する地域密着型介護予防サービス費をいう。

第4条中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

第5条第1項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第9条第1項中「又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下」を「指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）においては施設ごとに1日当たり3人以下とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数」に改める。

第40条第2項中「整備し、」の次に「第1号及び第2号に掲げる記録については介護予防地域密着型介護サービス費の支払を受けた日の属する月の翌月の1日から、第3号から第6号までに掲げる記録については」を加える。

第44条第6項の表中「又は指定介護療養型医療施設」を「、指定介護療養型医療施設」に改め、「限る。）」の次に「又は介護医療院」を加える。

第45条第3項、第46条及び第60条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第64条第2項中「整備し、」の次に「第1号から第4号までに掲げる記録については介護予防地域密着型介護サービス費の支払を受けた日の属する月の翌月の1日から、第5号から第8号までに掲げる記録については」を加える。

第72条第2項及び第73条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第75条第2項中「診断書等」を「診断書」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

第78条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第83条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第85条第2項中「整備し、」の次に「第1号から第3号までに掲げる記録については介護予防地域密着型介護サービス費の支払を受けた日の属する月の翌月の1日から、第4号から第7号までに掲げる記録については」を加える。

(天理市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第3条 天理市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成26年12月天理市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第1条中「(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）」、「(同項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。))」及び「(法第59条第1項第1号に規定する基準該当介護予防支援をいう。以下同じ。))」を削り、同条の次に次の1条を加える。

(定義)

第1条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定介護予防支援又は指定介護予防支援事業者 それぞれ法第58条第1項に規定する指定介護予防支援又は指定介護予防支援事業者をいう。
- (2) 基準該当介護予防支援 法第59条第1項第1号に規定する基準該当介護予防支援をいう。
- (3) 指定居宅介護支援又は指定居宅介護支援事業者 それぞれ法第46条

- 第1項に規定する指定居宅介護支援又は指定居宅介護支援事業者をいう。
- (4) 地域包括支援センター 法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。
 - (5) 指定介護予防サービス等 法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。
 - (6) 介護予防サービス計画費 法第58条第1項に規定する介護予防サービス計画費をいう。
 - (7) 利用料 介護予防サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
 - (8) 法定代理受領サービス 法第53条第4項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者を支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。

第2条第3項中「(法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。)」を削り、同条第4項中「(法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。)」及び「(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援又は指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。)」を削り、「他の指定介護予防支援事業者」の次に「、指定地域密着型サービス事業者(法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。)、指定地域密着型介護予防サービス事業者(法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者をいう。)」を、「介護保険施設」の次に「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者、医療関係者」を加える。

第6条第2項中「あること」を「あり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。)等を紹介するよう求めることができること」に改め、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「第3項」を「第4項」に改め、同項第1号中「第3項各号」を「第4項各号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「第3項第1号」を「第4項第1号」に改め、同項を同条第6項と

し、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

第8条中「認めた」を「認める」に改める。

第12条中「（同条第1項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。）」及び「（介護予防サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）」を削る。

第15条第1項中「（法第53条第4項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者を支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。）」を削る。

第30条第2項中「整備し、」の次に「第1号及び第2号に掲げる記録については介護予防サービス計画費の支払を受けた日の属する月の翌月の1日から、第3号から第5号までに掲げる記録については」を加え、同項第2号エ中「第32条第15号」を「第32条第16号」に改め、同号オ中「第32条第16号」を「第32条第17号」に改める。

第32条第9号中「ために」の次に「、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、」を加え、同条第12号中「求めるものとする」を「求めること」に改める。

第32条第28号中「努めなければならない」を「努めること」に改め、同号を同条第30号とし、同条中第22号から第27号までを2号ずつ繰り下げ、同条第21号中「以下」を「次号及び第24号において」に改め、同号を同条第22号とし、同号の次に次の1号を加える。

(23) 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付すること。

第32条中第20号を第21号とし、第15号から第19号までを1号ずつ繰り下げ、第14号の次に次の1号を加える。

(15) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の必要と認める事項について、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の天理市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第42条第2項、第58条第2項、第59条の19第2項、第59条の37第2項、第79条第2項、第107条第2項、第127条第2項、第148条第2項、第176条第2項及び第201条第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提供される地域密着型介護サービス費に係る記録の保存について適用する。
- 3 第2条の規定による改正後の天理市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第40条第2項、第64条第2項及び第85条第2項の規定は、施行日以後に提供される地域密着型介護予防サービス費に係る記録の保存について適用する。
- 4 第3条の規定による改正後の天理市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第30条第2項の規定は、施行日以後に提供される介護予防サービス計画費に係る記録の保存について適用する。